

中国農村集団所有関係の研究動向について

小川 竹一*

A Survey of recent studies on the rural land ownership of China

OGAWA Takekazu

要 旨

本稿は、物権法制定後の中国の農村土地に関わる所有権と利用権（土地請負権）の在り方と、農村における農民の権利保護についての論議を検討し、自己の研究指針を定めようとした。2008年の中共中央3中全会報告、重慶市の都市農村一体的発展計画も参照した。

要 約

中国の農村土地所有は、農民集団所有とされ村が管理し、村に属する農民が耕作権たる土地請負権を有している。私見は、この関係を、日本の入会権の総有論をもとに性格を解明してきた。本稿は、その延長上にある研究として、物権法制定後の中央政府の土地政策や重慶市の政策における新たな方策が、貧困層が多い内陸部農村における土地利用権モデルになりうるかを検討したものである。

結論として、一般農業型農村においては、集団の土地管理権や役割を縮小するのは、妥当ではないとして、農民集団の役割の再評価を求めた。

キーワード：中国物権法、重慶方式、農村集団所有、農村土地請負権、地票交易、農民集団

1. 第3次土地革命は起きたのか

2007年に物権法が制定され、農村土地所有関係において、農地請負権と宅地使用権が物権として位置づけられ、農民の土地に対する権利の強化が保障されることになった。これにより、農民の土地に対する権利の基礎的な法的整備は一応の区切りをつけた。ただし、中国農村の土地問題は、急激な経済、社会構造の変化を反映して、急速に変化しており、まだまだ農村土地問題についても様々な課題が出ており、先送りされた規定も多い。

農村集団所有権の規範内容の根本的な課題については明確な規定はされなかった。また、農家請負権の抵当権設定問題、請負権の「股份」化と企業への出資問

題等については、未だ規定する条件が整っていないとして、認められなかった。ただし、今後の動向により、認める含みを持たせたものと理解された。股分化とは、集団の土地あるいは財産につき、構成員に価額で配分するために、請負権の股分は、請負期間内で構成員に権利として股（株）を与えるもの。当該請負地自体は、集団が回収して企業に賃貸し、賃料収入を、構成員に「股」に応じて配当するのが一般的であった。これと異なり、農民が直接、企業に「入股」したのが、重慶市の事例であった。

物権法の施行後の農村集団的土地所有関係はどのように展開していったのであろうか。

2007年から重慶市の党支部書記薄氏、市長黄氏らが

*愛媛大学法文学部教授 takekazu595@yahoo.co.jp

推進した、城郷統籌発展政策（都市農村一体的発展政策）において、香港系企業等の出資と農村土地請負権を価値換算にして「株」（「股份」）としての出資とにより、農業生産有限公司を設立することを重慶市独自の政策で認めた。（のちに、中央高層幹部の調査指導により、請負権の入股は、原則的に專業合作社に限り、公司へは控えめに行うように指示された。）土地取引所を設置して、現実の土地使用権売買のほか、一種の開発権取引（「地票交易」）の仕組みを創出した。また、重慶市域の農村の出稼ぎ農民（農民工）に一定の条件で都市戸籍を付与（「農転非」）するのと引き換えに、農村土地請負権を放棄する政策誘導を行って、労働力の移転と開発用地確保を図った。

2008年10月に開催された第17期第三回共産党中央委員会において、「中共中央关于推进农村改革发展若干重大问题的決定」が出され、①農村土地請負権の長久不變化、②農村土地に対する収用の抑制、③条件のある地域では、大規模経営、農場経営、專業合作社経営を積極的に推進し、食品産業の大企業の参加も認め、農民が土地請負権を「株」化して專業合作社、有限公司等に「入股」（出資）することも認めた。

重慶市の政策は、先の中央1号文件の実行を先取りして具体化するものとして、革命による農民的土地所有の実現、人民公社による集団所有制に次ぐ、第3次土地革命としてもはやされた。

第17期3中全会報告や重慶市の施策が、果たして今後の中国農民にとって望ましい制度改革をもたらすものであろうかを検討しなければならない。

2. 本稿の問題意識

私は、中国集团的土地所有と土地請負権の関係を、農村土地所有関係として把握し、農村土地請負権が、農民集団の総有権であり、農村土地請負権は、集団構成員の総有地の分割的土地利用形態として把握すべきものとして論じてきた。

後にみるように、多くの論調は、集団土地所有権と土地請負権との関係を、通常の所有権に対する用益物

権の設定関係として捉え、互いに対立するような権利関係であるかのように把握し、請負権の強化（長期不変、土地調整の制限）を図って、集団土地所有権を弱体化することが、農民の耕作権確保に望ましいとしてきた。私見は、この論調は誤りであると主張してきた。①2002年「中国集团的土地所有権論」沖縄大学「地域研究所所報16号」、②2006年「中国農村集团的土地所有権と総有論」（島大法学49巻4号）、③2007年「中国物権法制定と農村集団土地所有関係」（島大法学51巻2号）である。

集团的土地所有は「総有」関係であり、農村土地は、集団の構成員の全員の所有に帰属するので、土地請負権は、各構成員（農戸）が、所有（持分）者として総有地を分割的に占有利用する関係である、すなわち、総有地が構成員に割り当てられた内部的な利用関係であると理解する。所有主体と利用権主体とが、契約当事者という関係性しかもたないのであれば、所有権と用益物権お設定関係として捉えれば済むのである。だが、構成員農戸は、土地請負権の配分を権利として有していて構成員資格に基づく権利関係なのである。構成員農戸が成員として配分を受ける権利は憲法でも物権法でも、家庭請負制を根本的な制度とすることに現れている。農戸が総有権者として本来的に、奪うことのできない権利を有している。私見は、入会権研究において、川島武宜＝中尾英俊の入会権学説（総有に持分を認める）を学んだことから、構築したものである。最近、李永燃『中国農村の土地公有制及びその法的分析』（2012年、晃洋書房）は、川島＝中尾説による入会権理解と、中国農村集団所有と類似すると説く。中国人研究者に入会権（持分）説が、注目されたことは素直に喜ぶ。ただし、前掲拙稿②は、引用されているが、③は引用されていないのは同氏の学位論文においても参照可能であったのに、大変残念である。通説判例である入会権（持分否定説）ではなく、持分説が分析枠組として適合的であるのは何故か。李同著が、持分肯定説を参照する内在的な論理はどのようなものなのであろうか。この点につき、拙稿を踏まえて検討

していただきたかった。また、同著が、物権法制定以後の状況に触れていないのは出版の時期から見て残念である。

3. 物権法による農村土地所有関係の整序

物権法制定以後の土地政策の動向をみるために、出発点である物権法の規定を確認しておく。

3-1 物権法の規定内容

規定内容は、多くは、土地管理法、農村土地請負法の規定の確認であるが、以下の規定が重要である。

1. 集団的土地所有権は、国家所有権と比べて、処分権原が認められていないが、私的所有権も含めて三つの所有形態が、平等に存在していることを宣言した。
2. 集団的土地所有権の主体は、村、村民小組、郷鎮を範囲とする農民集団であり、どのような形態で全員の所有となるかは現定されなかったが、全員に属する権利であることを明示した。
3. 集団所有権の行使について、土地管理法規定を確認し、所有主体の別に村民委員会、村内集団経済組織あるいは村民小組が代表する。
4. 農家請負権、宅地使用権が物権であると明示して規定した。集団に属する農民は、構成員として、農家請負権、宅地使用権の配分を受け、一方では、

集団は任意に荒地請負権を設定できる。

3-2 用益物権の性格と内容

農村土地における用益物権は、農村土地請負経営権のほかに、宅地利用権、荒地請負権、建設用地使用権とがある。それぞれの利用権において、農民集団と農民とはどのような関係に立つのかを明らかにして、それぞれの利用権の特質を明らかにしよう。

農村家庭請負権、宅地使用権は、集団の構成員（農戸）が彼らが有する構成員権に基づき、集団から土地権利の配分を受ける。つまり、農戸は、請負契約によって土地の占有使用権が設定的に取得するのではなく、請負契約は、構成員権に基づき使用収益する具体的な土地の決定と具体的な権利義務を定めるものである。

宅地使用権は、構成員（農戸）が、一つの家屋の敷地だけについて無償で配分を受けることができる権利である。宅地を譲渡した場合には、宅地配分権を失う。

其他方式の請負権は、四荒地に対して、入札、競売等により権利を取得でき、構成員以外の者も取得できるが、入札価額等が同一の場合は、構成員が優先する。以上の用益物権を、総有の現実的な姿を示す「入会権」の利用形態にあてはめると、家庭請負権、宅地利用権は、分割的利用形態であり、其他方式請負権は、契約的利用形態である。

表1 農民集団土地に関する物権法規定

集 団 所 有 権		
項 目	規定内容	注 記
集団所有権の対象 (58条)	農村および都市近郊部の土地のほか、法の規定する、森林、山嶺、草原、荒地、砂洲	行政地域区分所有区分とを直結させているため矛盾が生じている。
集団所有権の性質 (59条1項)	農民集団所有不動産は、本集団構成員の集団所有に属する	性質規定を欠く。
集団構成員の決定権 (59条2項)	土地請負方案、土地補償費の使用、配分方法等の村民大会での決定	構成員資格基準規定を欠く。
集団所有土地、森林等の所有権行使 (60条)	① 村集団所有：村集団経済組織あるいは村民委員会が代表する。 ② 村民小組所有：村内各集団経済組織あるいは村民小組が代表する。 ③ 郷鎮集団所有：郷鎮集団経済組織が代表する。	権利主体と行使主体との関係が明確でない。
所有権と用益物権との関係 (117条)	他人所有の不動産あるいは動産につき法により占有、使用、収益する権利を享有する	請負権は他人所有地に対する権利ではない。

表2 土地請負権、宅地使用権の規定

用益物権	規定内容
土地請負権	124条・・家庭請負制の制度的保障
	125条・・家庭請負制が実施される土地＝農用地
	126条・・家庭請負制による農用地の利用目的・・植栽業、林業、牧畜業
	126条・・権利存続期間、耕地30年、草地30－50年、林地30－70年
	127条・・①効力発生要件（請負契約締結）、②県級以上人民政府による請負経営権証、林権・草原使用権証の交付と登記による土地請負権の確認。
	128条・・① 土地請負権の流通方式は、転包、互換、転譲等*である。 ② 流通期間は、もとの請負期間までである。請負地を非農用に用いてはならない。 （*請負法では、この他出租が挙げられている。物権法が出租を禁じる趣旨ではない。転包は集団内での貸借であり、出租は集団外の貸借である。転包は、無償・有償の場合がある。また、入股（協同組織に限る）も規定されている。物権法は、出租等を排除する趣旨ではない。128条は・・等として下位法規、政策文件にまかせる趣旨であろう。）
	129条・・互換、転譲について、当事者が登記を要求し場合は、県級以上政府に変更登記を申請する。登記なくして、善意の第三者に対抗できない。* *これらは、請負主体が変更するため、変更登記が必要となる。
	130条・・請負期間内の土地調整の原則禁止。例外的に、自然災害など特殊事情の場合には、適当な調整ができる。 →請負法27条、土地管理法14条2項によりすでに規定されていた。
	131条・・・請負期間内の請負地の回収の原則禁止。 →請負法26条により規定されていた。
	132条・・請負地が収用された場合は、相応の保障を受けることができる。 →土地管理法47条、請負法16条により規定されていた。
	133条・・四荒地請負権は、公募、入札、競売等で設定し請負法等と国务院関連規定に照らして、転譲、入股、抵当あるいはその他の方式で流通させることができる。 →請負法49条は、同一条件では集団成員が優先するが、集団外者にも設定できるとする。
134条・・国有農用地における請負経営は、本法を参照する。 →土地管理法15条1項、同40条に規定されていた。	
建設用地使用権	135条・・国有土地について建設用地使用権の設定を受けることができる。土地の占有、使用、収益を行い、建築物、構築物および付属施設を建造する権利を有する。
	151条・・集団所有地への建設用地使用権の設定は土地管理法の規定による。 * 集団所有地について、建設用地使用権を設定できない。集団が、集団所有地を、非農業建設のために用いるときは、県級政府によって、建設用地使用権を確認されなければならない。土地管理法11条2項
	** 「国务院关于2005年深化经济体制改革的意见」は、集団による建設用地使用権の設定を、一定の地区において認めることを検討すべきとした。2008年3中全会1号文件では、公益目的のために、集団所有地に建設用地使用権の設定を認める。
宅地使用権	152条・・宅地使用権者は、集団所有土地を占有、使用する権利を有し、住宅および付属施設を建造することができる。
	153条・・宅地使用権の取得、行使と転譲は、土地管理法と国家の関連規定を適用する。 * 土地管理法は、一戸一宅制を定め、担保法は、宅地使用権を担保に供することができないことを定める。

4. 都市—農村の二元構造と新しい農村土地政策

4-1 集団所有関係を規定する構造と変化

中国の土地所有権の構造を規定しているのは、都市—農村の2元的構造であり、それは、土地所有区分、戸籍区分を重要な要素として、都市の国家所有権を対立する集団的土地所有権の内容を定めてきた。

しかしながら、近年は、2元的構造にきしみが生じてきていて、国家としてもこの構造の修正を企図している。

1982年に人民公社解体によって始まった農村土地所有関係の出発点は、生産隊（あるいは生産大隊）を継承した集団、村民小組、村民委員会を集団の枠組として出発した。

1987年の土地管理法制定の前後から国家が農村集団土地所有権に対する規制を強め、市場経済が浸透するにつれ農民各自の利益の主張も強まってきた。これにつれ、相対的に、集団の役割が低下してきた。

農民の耕地に求めるものも多様になり、農地を股権化して出資することによって配当利益を求めるなど、請負権の保障が、現実の耕作の保障だけでなく、非耕作的利益を目的とする「請負権の非耕作＝配当権化」にまで変化する現象も生じてきた。このように、農村構造の内部も、耕作農民と非耕作農民とに分化が生じている。

物権法による農村土地所有関係は、①請負権の長期化、②集団の土地調整権の制限、③請負権の流通の保障と專業合作社への入股の承認により、集団による土地調整が大幅に制限されている。請負権者が集団枠組みから離れて流通させることができるような「請負権の私権化」とも呼ぶべきような状態に資するものになった。

このような「私権化」の流れの中で、重慶市と成都市において、城郷一体化政策がとられたことが、重要であり、とりわけ、重慶市における政策は、集団土地の交換価値を流通させることによる農村開発を企図していたことは、請負権の処分を認めることにつながる。

4-2 2008年党中央三中全会報告

2008年10月12日中国共産党第十七期中央委員会第三次全体会は、「中共中央关于推进农村改革发展若干重大问题的决定」を發布して、農村部土地政策の方針を明らかにした。

その内容の要点は、以下の通りである。

① 農村の経営制度は、家庭請負制を基礎とし、分散と統一の2層経営体制を堅持する現在の土地請負関係を安定して保持し長久不変にする。

経営方式の革新を進める。技術の高度化、資本の充実を図り、農家の協同と合作を推進する。

農家の新型の合作組織を育成し、新しい社会的サービスを充実させ、指導的食品企業と農家の緊密な利益結合のメカニズムを打ち立てる。

農業專業合作社の組織化の程度を高め、加入脱退の自由、権利平等、管理の民主化を進める。土地収用制度を改革し、公益性と經營性の建設用地の区分けを明確にし、土地収用範囲を縮小し、土地収用補償メカニズムを完全にする。法に依る農村集団土地の収用は、国有地と集団有地の同地同価原則により十分な金額を農村集団組織と農民に補償し、収用を受けた農民の就業、住居、社会保障を解決する。土地利用計画が確定した城鎮建設用地の範囲外では、農村集団土地を非公益性プロジェクトへの占有は批准を経て、農民が法に依り多種の方式を通じて開発經營に参加することを許可し、農民の合法的權益を保障する。

② 建設用地市場を建設し、法が認めた農村集団經營の建設用地に対しては、必ず統一した土地取引の場を通じて、公開のルールにより土地使用権を譲渡し、計画への適合性と国有土地との平等という前提で、農村土地管理制度の整備を推進する。

農地の開発による補充を先に(他用途)占有を後にする農地転用を開発(占補)制度は、異なる省、市の間で融通は認めない。

農家請負権の流通と管理の職務を強化する。農家請負権の流通市場を確立し、農民の法の自主・

有償原則に照らして、農家の転包、転貸、交換、譲渡、入股等の形式で、農地流通を行うことを認め、多種の規模経営の育成を図る。

条件がある地域では、専門的な大規模経営、家庭農場、专业合作社による規模経営を育成する。

土地請負経営権の流通は、集団所有嫌の性質、用途を変えてはならず、農家の請負権の権利利益を犯してはならない。

用地の節約を厳格に実行し、都市農村建設用地の総量の規模をコントロールし、宅地管理を厳格に行い、農家の宅地使用用益物権を保護する。

農村宅地と村庄の整理により節約した土地は、第一に耕地に開墾し、建設用地に振り向けるのは、土地利用計画に適合しなければならず、年度の建設用地計画に入れ、集団建設用地を満たすことを優先する。

- ③ 農業支持保護制度を完全にする。農業投入を保障する制度を完全にする。大幅に国家の農村インフラ建設と社会事業発展の投資を増加させる。

農業補助制度を健全にし、農民の食糧作物栽培に補助をする。

- ④ 現代農村金融制度を建設する。農村小型金融組

織が金融機構から資金を入れることを認める。条件を有する農民專業合作社が信用合作を展開することを認める。

- ⑤ 都市農村経済社会発展一体化を促進する制度を建設する。土地利用を都市農村計画で統一し、市建設、農地保護、産業集中、村落分布、生態涵養等の空間配置を合理的に按配する。

- ⑥ 農村民主管理制度を完全にする。

以上のようなこの基本方針が、物権法の規定をどのように、具体化しているのか、さらに、規定されていなかった問題について、新たに方針を示したものであるのかを検討しよう。

5. 中国の農村構造と政策評価の在り方

5-1 経済発達・沿海農村地区と一般農業地区

経済発達・沿海農村地区と一般農業地区とでは、経済状況、農業、農村、農民の状況において、大きな相違がある。果たして、両者を同じ面において、論じてよいものだろうか。

一般農業地区農村では何が問題になっているのか。

1990年代では、農産物価格の低迷で農家所得も低水

表3 農地政策動向

	農地政策	農業政策	農村政策	注
① 集団所有制一家族経営制創設 1982-86年	全農戸に対する請負地均分配分の確保・耕作者=請負権者主義 ①	農業税徴収 農業補助制度なし	政府の農村部管理からの撤退	① すべての農戸が、実質的平等（家族数、農地条件）に耕作面積を有し、耕作をすることができる。
② 土地管理法体制 1987-2002年	全農戸に対する請負地の形式的平等配分・耕作者請負権者間での耕地賃借の促進 ②	農業税徴収 農業補助制度なし	農村地管理強化 集団建設用地流通禁止 農用地総量確保目標設定	② すべての農家が、形式的平等に耕作権を確保し、賃貸等もできる。
③ 農村土地請負法—物権法制定 2003-2007年	農戸の分化（離農者）促進・請負権固定化と「株（股）」権化・企業借地農奨励 ③	農業税廃止（2005年） 農業補助金	・都市部農村（城中村）の都市編入 ・新農村建設 ・「三農」問題解決を最優先課題とする（2004年）	③ 離農農民対策をし、能力のある農家が、農地流通により、農業経営規模の拡大を実現する。
④ 新政策以後2008年— 党17期中央委員会第3回全体会議2008年10月	農戸選別・企事業体農業参入促進・請負権固定化・借地農（入股型）積極的導入 ④	政府による水利等インフラ整備 農業補助金	都市近郊農村の積極的都市編入（村改居） ・城郷統籌モデル（重慶、成都） ・集団建設用地使用権の流通部分的開放	④ 離農を促進し、專業合作社等が、入股等により請負権の出資を受け、適正な規模な農業経営を実現する

準にとどまる一方、郷鎮政府の役人が増加し、郷や村は財政的にひっ迫してきた。このため郷村幹部は、農民に負担をおしつけて、農民はさらに一層、ひっ迫していった。

これに対して、農民たちは、「農民負担軽減」を訴え、ときには暴動にまで発展したところである。国家は、2006年に「農業税廃止」でもって答えた。

農業税廃止以前は、農業税や負担金の支払えば利益が生じないために耕作を放棄したり、他人にゆだねたりする事例が多かった。農業税廃止と前後して、2004年から農家補助制度が行われたために、耕作から離れていた者が、再び耕作に戻ろうとする例が増えた。このため、現に耕作を行っている者とのトラブルが生じた。

このように農村でトラブルが生じているのに、本来土地紛争を調整すべき役割を担っていた、郷村は、農村土地請負権の強化により、土地調整の役割が失われたために、村の権威が低下してきた。また、農業税廃止で財政収入を得ることも困難になったので、村民に必要な事業を行うこともできなくなった。

村幹部は、村の公共的役割からどんどん離れていき、集団所有土地を管理する能力が低下してきた。

5-2 政府—集団—農民の三極視座の必要性

上述の、農村類型別の検討のほか、集団所有権問題を解明する視座として、国家—地方政府—集団—農民という各レベルの動きを総合的に検討することが必要である。

農村部の土地は、農地と非農地とが含まれる。農地については、中央政府は、集団と農家との対立関係を重視して、請負権の長期化を図り、集団の農地管理権

能を制限する方策をとってきた。現段階では、請負権の長期化を認め、原則的に更新を行うことにより、請負権が固定化し、集団の農地権能の行使がきわめて弱められた。一方、政府は、農業專業合作社（農業協同組合）の積極的結成や入股による農業生産の主体化を促進することにより、国家—農業專業合作社—農戸という階層構造を作ろうとしている。これにより農業生産面での集団関与は、薄弱化される傾向にある。

他方、集団による建設用地使用権の設定の一部開放により、集団が、農業生産面以外で、農民に対して利益配分や公益的施策を行う余地を残した。建設用地や宅地などの管理面で、集団が機能を発揮することに集団の土地管理権能を限定したものと言えようか。

以上のような政策の変遷は、沿海部・経済発達地域農村を見据えて行われたものが中心的である。

この制度・政策変化が、内陸部農村にまで機械的に及ばされることにより、建設用地需要や就業機会の少ない条件下で、集団の機能弱体化が、農民の孤立を招くことになろう。

6. むすびにかえて

6-1 賀雪嶺の問題提起

賀雪嶺『地権的逻辑』（中国政法大学出版社、2010年）は、本稿の問題を考察するうえで欠かすことのできない論点を示している。

賀は、農業・農村・農民問題の主たる問題を見極めるために、一般農業地区と都市近郊・沿海発達地区とを対照して考察する。前者の農民人口は95%を超えるからである。

表4から分かるのは、95%の農民にとっては、現実の耕作のための土地請負権の確保が重要な問題である

表4 一般農業地区と都市近郊・沿海発達地区対照表（賀雪嶺前掲書27pより引用）

	土地補償金	建物賃貸収入	農業収入	農外雇用収入	商業収入	集団利益配当
一般農業地区農民収入（農民人口95%）	無	無	有	有	少	無
都市近郊あるいは沿海発達地区農民収入（農民人口の5%）	有	有	少	有	有	有

ことである。

沿海部農村農民は、耕作地を入股することによって、実際の耕作によらずに、収入を得たり、非農業的な土地利用による収入を得ている。現実的な耕作の維持は重要な問題ではなくなっている。

一般農業地区農民にとって、出稼ぎをしながらも現実的な農地の耕作権を保持できることが重要である。

第3次農地革命といわれるような農地の権利改革は、内陸部・経済未発展地域農村部においては、直接的な問題ではない。そうではなく、請負権の生存保障的役割が依然として必要である。外部からの力（地方政府など）に対する交渉・抵抗を組織したり、集団の内部での農家同士の土地紛争を解決するためにも、集団による農地管理の役割が果たされることが必要である。

かつて集団の幹部が果たしていた農業税徴収の役割は、土地管理の公法的管理を代行するものであった。かつて集団的土地の管理方式である両田制などが行われたのは、農業税徴収確保に対応するものであった。それゆえ、それらの管理方式は、農民の利益に合致しないこともあった。ところが、現在は、農業税も廃止され、集団幹部は、土地管理の公法的役割を果たす必要はなく、純粋に農民の土地利用の私的な利害衝突の役割を果たすことができる立場にいたったのである。

現在の農業税廃止の状況下では、農民間の土地請負権獲得をめぐる利害が鋭く対立する状況下では、農民集団の役割が必要となってきたのであった。

今日は請負権が固定化され、集団による土地調整の余地が少なくなっているため、他の利害調整の方法を考案して実質的な公平を図ることもあり得よう。

村民委員会が集団土地の管理を行うとしても村幹部は、行政の一員ではなく、権能行使に対する権限が十分ではない。政府の役割は、集団幹部が公平な土地管

理を行う援助を行うことである。

6-2 重慶方式について

重慶方式は、内陸部地域においても、集団土地不動産の交換価値を高めることにより、農村開発を行おうとした試みであった。その一つの端緒が外資系食品産業企業の出資した商品作物の大規模経営企業に、請負権を出資して農民が配当を受けとる農業労働者となることが奨励された。しかし、このような方式は、企業経営のリスクを農民が直接的に被ることになり、きわめて農地喪失、生存の糧の喪失の危険をはらむものであり、後に抑制されることになった。

また、不動産取引所を設置して、市街地から離れた農村の非農地等を農地開発してその面積を開発権（農地指標）として競売し、落札者が、都市開発計画区域での開発権を取得できるとする「指標交易」制度を生み出した。果たして、都市部の不動産需要が頭打ちになったとき、農地開発費が回収できるか問題であるし、遠郊農村の農地開発をもって市街部の土地利用計画の開発面積制限を潜脱することも重大な問題となろう。

重慶ではその後、農外資本の関与は、農戸と共に専業合作社の成員となるか、合作社と資本との連合経営形態に限定された。

重慶のような、巨大都市が存在しない他の内陸部農村においては、集団所有制の創出時の理念を維持しつつ、集団が幹部の専横にならないように政府の援助のもとにおいて、耕作者主義に基づく農業専業合作社の結成、農民小口金融の充実策が必要となろう。これらの施策においては、集団の関与が必要となる。重慶方式は、先述したように内陸部地域においても、不動産バブルを利用して、農村開発を行おうとした試みであった。しかし、このような方式は、企業経営のリスクに

表5 農業税廃止前後の一般農業地区の集団と農地調整

	集団の土地調整	利 点	問 題 点
農業税廃止前	一定程度あり	構成員の形式的平等実現	集団幹部の専横
農業税廃止後	なし	構成員の個別利益の追及	構成員間土地利害調整能力の減少
望まれる役割	あり	構成員の多面的平等実現	集団の維持と創新のためのリーダーの不在

より、きわめて農地喪失、生存の糧の喪失の危険をはらむものであった。(阿古智子『重慶モデル』で中国の都市—農村間格差は解消できるのか(「外交」5号62頁を参照されたい。)

ただし、重慶で行われている農業專業合作社への農戸の参加の促進や、三権(請負権、林権、宅地使用権)の担保化による小口金融などは参照する価値があろう。

重慶市党書記薄熙來の失脚がどのような影響をもたらすのか、注視する必要がある。

以上述べてきた問題を解明する根本的視座を提供するのが、温鉄軍『中国にとって農業・農村問題とは何か』(丸川哲史縮訳、作品社、2010年)である。「……農村コミュニティの『非市場』的で、内部化された資産と収益が平均になるような制度建設を強化するしかない。」(同著99P)

このような現状下では、農村部集团的土地所有関係を「総有論」的に構成することが必要である。

それは、土地の「非市場的」な価値(生存権)を重視し、土地の収益を内部配分しようとするものである。